

〔普通預金（インターネット支店）〕

項目	内容
1.商品名	普通預金
2.販売対象	国内に在住する個人のお客さま（個人のお客さまであっても事業性には利用できません）
3.期間	定めはありません。
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
5.払戻（支払）方法	いつでもお引き出しいただけます。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	当行所定の利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。 利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。 金利についてはホームページでご確認ください。
7.手数料	①自動機（現金自動預金支払機等）によるお預け入れ・お支払い等に当たっては、しずぎんカード規定に定める手数料がかかることがあります。 ②未利用口座管理手数料 A.2020年10月1日以降に新規口座開設された普通預金のうち、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座としてお取扱いたします。 B.未利用口座となった場合は、事前に文書等にてお届けのご住所、ご連絡先にご案内を差し上げます。 C.ご案内にて指定する一定期間（約3ヵ月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料は掛かりません。経過後より未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 D.ご案内にて指定する一定期間経過後におきましても、ご利用もしくはご解約がない未利用口座に対しましては、当該口座から年間1,200円（消費税等別途）を引落しさせていただきます。 E.残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。 F.ただし、事前にご案内を差し上げる時点で、次に該当する場合は未利用口座管理手数料の対象外です。 (a) 残高が1万円以上 (b) 同一支店でのお借入残高が1円以上 (c) 同一支店での預り資産（定期預金、定期積金、積立預金、財形預金、投資信託、外貨預金、公共債、信託等）取引残高が1円以上
8.付加できる特約事項	①総合口座による当座貸越のお取り扱いができます（18歳未満のお客さまを除く）。 ②インターネット支店ではマル優のお取扱いはできません。
9.中途解約時の取り扱い	定めはありません。
10.重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）

(次頁へ続く)

項 目	内 容
11.その他参考となる事項	<p>①次のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約させていただきます。</p> <p>A. お客さまがインターネット支店取引規定、その他の当行が定めた各規定に違反するなど、当行がお客さまとの取引を解約する相当の事由が生じたと判断したとき</p> <p>B. 当行に支払うべき諸手数料を3ヶ月以上延滞したとき</p> <p>C. 住所・連絡先変更の届出変更を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明となったとき</p> <p>D. 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき</p> <p>E. 成年後見制度利用者となったとき</p> <p>F. 当行に虚偽の申告をしたとき</p> <p>G. 口座名義人が存在しないことが明らかになった場合、または口座名義人の意思によらず口座等が開設されたことが明らかになった場合</p> <p>H. 公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合</p> <p>I. 口座開設後、初回入金等が1年間なかったとき</p> <p>J. 非居住者と判明したとき</p> <p>K. しずぎんカードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合</p> <p>L. 本サービスがお客さまの事業用に利用されたとき</p> <p>M. 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じたとき</p> <p>②インターネット支店では普通預金口座の開設時に必ず、総合口座定期預金、インターネットバンキングをご契約いただきます。</p> <p>③親権者の方がお子さまを口座名義人とする口座を開設する場合、口座名義人（お子さま）のインターネットバンキングのIDおよびパスワード、ならびに口座内の預金は親権者の責任において適切に管理してください。</p> <p>④親権者の方がお子さまを口座名義人とする口座を開設する場合、口座名義人（お子さま）が成人された後は、原則口座名義人に口座管理の権限を移譲させていただきます。</p>
12.当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>①連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>